

○鶴丸鐘樓

舊藩中城中非常の節、早鐘の爲に鶴丸の林中に鐘を釣り置かれたり。延寶八年九月三、丸番人への達書に、御城下火事之刻、火本近きは勿論、程遠く共御城風下にて氣遣ひに候と被仰出次第、三、御丸早鐘つかせ可申云々。又三之御丸早鐘つかせ被申候はゞ、時鐘つき申者へ申渡、時鐘をも早鐘につかせ可被申。御城中役所々々へ罷出候人々、大形出揃申体候はゞ、兩所早鐘可止旨可被申渡。とあり。元祿十年四月の達書にも、御城近き火事之時分は、早鐘つかせ可申。とあり。按ずるに、右達書にて見れば、延寶の頃は三、丸に鐘樓ありしを、後に鶴丸へ移されしもの也。年譜に、享保十年二月金澤時鐘鑄直に付、本月五日八時より鶴丸の早鐘を用ひられ、早鐘の代りは天徳院の鐘を釣用ひらる。同十二年八月時鐘又響き出来、鑄直に付、鶴丸の早鐘の時鐘と釣替ふ。と見ゆ、加藤惟寅の蘭山私記に、明和七年九月四日、先年焼後鶴丸之早鐘の時鐘に被用候處、當夏時鐘鑄替出来に付、今日時鐘所へ持付く。とあり。右先年焼けたるとは、寶曆九年四月十日の大火に城内へ延燒

したるをいへり。此の時權現堂の時鐘、越後屋敷に釣り置かれし處火に罹り、依つて鶴丸の早鐘をば、當分時鐘に用ひられ、明和七年に至り時鐘の焼けたるを鑄直し、元の權現堂鐘樓所へ懸けられ、時鐘に當分用ひられし鶴丸の早鐘をば、是も元のごとく鶴丸の鐘樓へ懸けしめられしと也。此の鐘明治廢藩の際取除かられしといへり。

○鶴丸虎石

三州志來因概覽附録に云ふ。鶴丸に古へ虎文の石あり。虎石と號すと云ふ。平次按ずるに、此の石は、青地禮幹の可觀小説に、金澤城中鶴丸に虎石とて、虎の虎有之石ありと載せれば、享保の頃までもありしと聞ゆ。金城深秘録にも、鶴丸に虎石とて、虎の斑有之石、戸室山より釣り出し有りと云々。されば是はもと戸室山より、城中普請用に釣り出し指置きたる石にて、虎文の斑ある奇石なるが故に、記録に載せたるなるべし。戸室山より奇石を釣り出せる事は、石引町の條に載す。

○水、手門

鶴丸より東、丸の石垣下へ出づる往來の小門にて、蓮池堀

即ち今云ふ百間堀の向うなる堀縁、おちよぼが井の傍なる石垣の上なる塀縁にあり。金城深秘録に云ふ。水、手門は、御乳母の池の傍、懸塀の入口なり。蓮池の水汲む事も可、有之に付、水、手と名付く。といへり。按ずるに、聞見雜録に、金澤城水、手の傍に利長卿の御座所ありたるよし記載すれば、慶長以前より水、手と呼びたりと聞ゆ。右おちよぼが井は、いにしへ御膳水とて、利長卿の時代被召上用水なりしゆゑに、其の往來の門をば、水、手門と呼びたるもの也。金城深秘録に、蓮池堀の水を汲める由いへるは非也。

○おちよぼが井

水、手門の外、蓮池堀の堀縁なる古井にて、今云ふ百間堀往來より、向うに見ゆる井筒なる井戸是なり。其の圖如下。寶曆火災前の城圖に載之たり。

三州名跡誌に云ふ。おちよぼが井は辰巳櫓の下にあり。昔本願寺末寺この城地にありし頃、御堂坊主の廣濟寺の下女おちよぼといふ女、朝夕汲みたる井なり。前田家に成り、利長卿の時まで御膳水になりたるよし云ひ傳へたりと。三州志來因概覽附録に云ふ。俗諺に云ふ。おちよぼが井は巽敵樓

